

## 静岡市住宅確保応援補助金のご案内

静岡市への移住促進に向けた新たな取り組みとして、令和7年1月以降に県外から移住する若者及び子育て世帯の方を対象に、住宅確保にかかる費用への補助を開始します。

### ■概要

対象者	39歳以下の県外から市内への移住者 又は 18歳未満の世帯員を帯同する県外から市内への移住者
主な条件	転入前の10年のうち県外に5年以上在住し(直近1年は連続)、次の①から③の就業に関する条件を満たしていること。 ① 静岡県内の事業所にて、新規に正規採用されたこと ② テレワーク等を活用して勤務先を変えずに移住していること ③ 新たに事業を個人で運営していること など
対象経費	※①から③のいずれか1つ ① 敷金・礼金・家賃(最大3年間、1年間分ごと3回申請可能) ② 住宅購入にかかる費用 ③ 実家等の2世帯化の改修等にかかる費用
補助率	1/2 (井川・梅ヶ島・大河内・玉川・大川・清沢・両河内地区への移住の場合は3/4)
補助上限額	① 東京圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)の条件不利地域を除いた市区町村)から移住する場合 ア 単身世帯:60万円 イ 2人以上の世帯:100万円 ※イの場合、子ども(18歳未満)1人につき:100万円加算 ※合計400万円を超える場合は、400万円上限 ② 東京圏以外の地域から移住する場合 ア 単身世帯:30万円 イ 2人以上の世帯:50万円 ※イの場合、子ども(18歳未満)1人につき:50万円加算 ※合計200万円を超える場合は、200万円上限  【参考】補助例 ・東京圏から「夫婦と子3人」で移住した場合 ⇒ 100万円(2人以上の世帯)+300万円(子3人)=上限400万円 ・東京圏から「ひとり親と子1人」で移住した場合 ⇒ 100万円(2人以上の世帯)+100万円(子1人)=上限200万円
基準日	令和7年1月1日(水) ※この日以降の転入を対象とします
受付開始日	令和7年2月3日(月)
その他	・転入日から3年経過前に静岡市外へ転出した場合は補助金の全額返還、5年経過前に静岡市外に転出した場合は半額返還を求める。 ・既存支援策の「静岡市移住・就業補助金」との併用可能。

### 【参考】「静岡市・移住就業補助金」について

東京23区内に在住又は通勤する方が、静岡市へ移住し、県内の中小企業への就職・テレワーク・起業等を行う方に、補助金を交付する事業。補助額は、上表の補助上限額①と同額。(単身60万円、世帯100万円、子ども加算100万円/人、上限なし)また、年齢制限なし。

なお、本事業は国の制度を活用したものである。